

# 高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金追加募集 についてのご案内

## ○目的

高森町では熊本地震からの復興を推進し、地域活動団体が行う本町管内への観光客や交流人口の増加に繋がる活動事業に対し、ふるさと納税を財源に支援を行います。

## ○募集件数

- ①2件以内
- ②補助金の対象事業期間は単年度（平成30年3月31日まで）です。
- ③応募多数の場合は政策推進課及び関係課・局が厳正に選考します。選考結果は全ての応募団体に通知します。

## ○補助対象団体

- ①高森町に活動拠点を有していること
- ②町民の5名以上が構成員となっていること
- ③活動実績があること
- ④関係法令に規定された団体ではないこと

## ○補助対象経費

- ①補助対象経費は、補助事業を実施するために直接必要な経費とします。  
※ 団体の経常的な活動に要する経費や、構成員の労務に対する費用、飲食や親睦に要する経費等は該当しません。
- ②補助対象経費 = 補助対象事業の実施に要する経費 - 当該事業等の収入
- ③事務消耗品費・役務費（団体自ら行うことができない業務に対する経費）  
謝礼・原材料費・印刷製本費・借上料

## ○補助対象事業

- ①公益性があり、不特定多数の者の利益に寄与するもの
- ②他地域への波及効果、新たな展開が期待できるもの
- ③他地域や都市との世代間交流の創出が図られること
- ④国、県、町からの他の補助金等を受けていないこと
- ⑤特定の企業や団体、個人の利益を追求する事業でないこと
- ⑥政治、宗教関連事業でないこと
- ⑦関係法令に規定された事業でないこと

裏面へ続く

## ○補助金交付額

- ①補助金交付対象経費の10分の10（限度額 10万円 ※ 千円未満切捨て）

## ○補助金申請方法

- ①平成29年8月18日までに補助金交付申請書（様式第1号）を高森町役場政策推進課、草部出張所又は野尻出張所に提出
- ②添付書類
  - ・役員名簿（会長、副会長事務局、会計等）及び構成員数
  - ・予算積算資料
  - ・その他町長が必要と認める書類（事業実施要項等）

## ○概算払い・事業変更（中止・廃止）

- ①概算払い・・・・・・・・事業実施前に交付決定額の範囲内で補助金の概算払いを受けることができます。
- ②事業の変更・・・・・・・・止むを得なく事業を変更（期間、金額等）する場合は、高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出が必要です。（事前にご相談願います）
- ③事業の中止・廃止・・・・高森町地域コミュニティ活動推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出が必要です。（事前にご相談願います）

## ○実績報告書

- ①提出期限・・・・・・・・事業終了後30日以内又は平成30年3月31日までのどちらか早い日
- ②提出書類・・・・・・・・実績報告書（様式第6号）
- ③添付書類
  - ・補助事業決算書
  - ・帳簿、証拠書類（写し）
  - ・その他必要書類（写真、ちらし等）

※ 補助金交付申請書等の各種様式は、高森町ホームページからダウンロードできます。